

# 自由にもものが言えるまち、「風通しのよいまち」のため 望まぬ候補を押し付ける「ぐるみ選挙」はやめて

ある字の総会で、町の幹部職員が区長さんに対し「字に議員がいないと事業をするにも何かと不便。来年の選挙に向けて、字から町会議員を出す準備をすべきだ」などと発言されたことに疑問がひろがっています。

町民のTさんから「字の町会議員」を出すようにとの動きがあることについての意見が寄せられました。Tさんによると、「字の運営とはこんなものかな」と思い、その場で「おかしいな」と思いながらも、ためらいもあり、発言できなかったそうです。Tさんの意見を抜粋で紹介いたします。

\* \* \* \* \*

「風通しの良いまち」にするためにも、私は、字ぐるみの選挙は特定の候補者を区民に押し付けるもので納得できません。出たい人が出て、応援したい人だけが応援すべきだと思いま

**思想・政治信条の自由が保障されてこそ「住みやすい字」**

## 「区長は地方公務員にあたる」ことの徹底を

去る7月4日、公平・公正のまちをつくる会の松元たけし氏が甲良町選挙管理委員会に以下のように要請。西澤議員が同行しました。

公職選挙法に基づく各級の選挙は、わが国の議会制民主主義を支える中心柱であり、代表者を通じて諸法律・条例、諸制度、諸施策を決定するという立場から、日常生活をも左右する大切な民主主義制度だと思えます。

ところで、国政選挙においても、地方選挙においても、団体構成員の思想信条を無視して、その役員が特定の政党・候補者を推薦し押し付け、問題となることがしばしばあります。とりわけ市町議会の小さな選挙では自治会・区ぐるみの選挙は住民自治をこわすもので、「字推薦候補」の押しつけなど、選挙の公平・公正に反する動きに注意を促していただくよう、以下お願いするものです。

例年、町議会選挙前になりますと、特定候補の「区推薦」や「区が擁立する候補者選

び」の動きがあらわれます。これは明らかに公職選挙法136条の2に抵触することはもちろん、字・区自治の民主主義をおびやかすこととなります。なぜなら、区を構成している住民の思想・信条、政治的立場はさまざまであり、完全なる自由、すなわち、支持する自由、支持しない自由が無条件に保障されなければなりません。住民はどの候補者を支持しようが強制されないことが当然なのです。「同じ地域に住んでいる」というだけで「役員さんには公然と批判がしづらい」雰囲気を充分配慮していただく必要があるのではないのでしょうか。

長浜市選挙管理委員会が昨年2月15日付けで各自治会長さんに出した「選挙運動に関する公職選挙法の参考事項について」との通知文が判明しました。これによると、公務員の地位利用による選挙運動の禁止(公職選挙法136条の2)を解説し、「自治会長」さんも「市政事務委託員」であり「地方公務員に該当します」と明快に述べています。また、同法251条の3の悪質な選挙違反の事例を解説して「自治会も特定の候補者等を当選させる目的をもって構成員相互の間で役割を分担し、協力しあって選挙運動を行なう場合は、この『組織』に該当します」と述べています。

同様の通知は湖北町でも以前出されたと聞いています。

よって、長浜市が行なった「選挙運動に関する公職選挙法の参考事項について」と同様に、各区長さんに対して通知し、選挙の公平・公正を期するために特定候補者の擁立あるいは選挙運動、あるいは支持を区民に押し付ける行為がないよう徹底してくださるよう要請します。

## 「全体の奉仕者」に反する発言

西澤議員の話し別の方からもメールが寄せられています。

次の2つのことが大切だと思えます。字の住民は思想・信条の自由が保障されねばなりません。字の選挙は、この大原則に反し民主主義を抑圧します。「字の議員を」と発言したのが町の幹部職員と聞いておどろきました。公平・中立を積極的に守らなければならぬ立場の公務員として「住民の良心を侵害すべきでない」と発言してほしかった。そのうえ「議員がいな

い字は何かと不便」と言い、「議員が居る・居ない」で不公平があることを指導的立場にある職員が公衆の場で発言している事実は重大だと思いました。



## 甲良民報

2007年7月15日 361号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
代表：西澤伸明 甲良町在土463  
Tel.Fax38-4949  
Eメール [info@jcp-nobuaki.com](mailto:info@jcp-nobuaki.com)  
のぶあきホームページ  
<http://www.jcp-nobuaki.com/>